

貯金商品概要説明書 新旧対照表（北海道版）

(改正後)		(改正前)	
商品概要説明書 J A結婚子育て資金贈与専用口座 <span style="color: red; text-decoration: underline;">(令和5年4月1日現在)</span>		商品概要説明書 J A結婚子育て資金贈与専用口座 <span style="color: red; text-decoration: underline;">(令和3年4月1日現在)</span>	
商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A結婚子育て資金贈与専用口座</li> <li>※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。</li> </ul>	商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A結婚子育て資金贈与専用口座</li> <li>※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。</li> </ul>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により結婚・子育て資金を受贈した20歳（2022年4月1日からは18歳）以上50歳未満の個人</li> <li>・ 贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）</li> <li>※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。</li> </ul>	ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により結婚・子育て資金を受贈した20歳（2022年4月1日からは18歳）以上50歳未満の個人</li> <li>・ 贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）</li> <li>※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。</li> </ul>
期間 (1) 取扱期間 (2) 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○年○月○日～<span style="color: red; text-decoration: underline;">2025</span>年3月31日</li> <li>・ 貯金者が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで</li> </ul>	期間 (1) 取扱期間 (2) 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○年○月○日～<span style="color: red; text-decoration: underline;">2023</span>年3月31日</li> <li>・ 貯金者が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで</li> </ul>
(以降省略)		(以降省略)	
以上		以上	